



蓬田村公告第12号

蓬田村新庁舎建設工事に係る条件付き一般競争入札の執行について

請負工事に係る条件付き一般競争入札を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び蓬田村財務規則（昭和62年蓬田村規則第17号）第104条の規定により公告する。

令和 5年 8月 3日

蓬田村長 久慈修一



記

1 入札に関する事項

- (1) 工事番号 総管工第2号
- (2) 工事名 蓬田村新庁舎建設工事
- (3) 工事場所 蓬田村大字阿弥陀川 地内
- (4) 工期 発注者が、本契約を成立させる旨の意思表示を示した日から
令和7年6月30日まで
- (5) 工種 庁舎 建築一式工事
- (6) 工事概要 建物構造 ①新庁舎（鉄骨造） 耐震構造
②車庫棟（鉄骨造） 耐震構造
建築面積 ①新庁舎 1,287.48 m²
②車庫棟 533.59 m²
延床面積 ①新庁舎(1F) 1,204.17 m² (2F) 1,151.30 m²
(PHF) 16.76 m² 計 2,372.23 m²
②車庫棟(1F) 437.50 m² (2F) 84.99 m² 計 522.49 m²
※新庁舎、車庫棟については、それぞれ別棟
外構等 13,581.09 m²（一般・多目的駐車場、職員駐車場等）
- (7) 予定価格 1,678,000,000 円（消費税なし）
- (8) 最低制限価格 有

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」）は、次の各号に掲げる要件を

全て満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 代表者1者と他の構成員1者の2者により自主結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
- (2) 各構成員が、地方自治法施行令167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 各構成員が、蓬田村財務規則第103条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (5) 国税、都道府県税、市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 代表者は、最新の青森県有資格建設業者名簿の等級が建築一式工事で特A級であり、東北管内及び青森県東青管内に支社（店）又は営業所等（それらの支社（店）又は営業所等に契約権限が委任されていること。）を有する者であること。また、他の構成員にあつては、青森県東青管内に本店を有していること。
- (7) 代表者は、最新の経営規模等評価結果報告書・総合評定値通知書において、建築一式工事の経営事項審査の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,800点以上であること。また、他の構成員にあつては、建築一式工事の総合評定値が1,100点以上であること。
- (8) 代表者は、平成25年4月1日以降に元請として、公共施設の庁舎等（国土交通省告示別添2による建築物の類型第4号（第2類））で延床面積が2,000㎡以上の鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造の耐震構造による2階建て以上の建築工事（改修工事は除く。）を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）として東北地方に施工実績（工事が完成し、その引き渡しが完了したもの。）を有する者であること。
- (9) 入札に係る建設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項の主任技術者及び同条第2項の監理技術者を工事現場に専任で置くことができる者であること。また監理技術者については、共同企業体の代表構成員が配置し、入札参加申込期限日以前3カ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (10) 各構成員が当該業務に係わる他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (11) 代表者の出資比率が最大で、他の構成員の出資比率が40%以上であること。
- (12) 代表者の工事施工能力が最大と認められること。
- (13) 国又は地方公共団体等の指名停止の措置を、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (14) 各構成員が、警察当局から村長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する

建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

- (15) その他村長が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

3 資格の審査

入札参加希望者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 受付期間 令和5年8月3日（木）から令和5年8月18日（金）
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時～正午まで及び午後1時～午後4時までとする。
ただし、受付最終日は午前9時～正午までとする。
- (3) 提出場所 〒030-1211
青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1番地3
蓬田村役場 総務課 行政班
- (4) 提出書類（様式は、村ホームページよりダウンロードすること。）
- ア 蓬田村新庁舎建設工事条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 配置予定技術者調書（様式第2号、代表者及び構成員共に提出）
 - ウ 委任状（様式第3号）
 - エ 施工実績調書（様式第4号、代表者のみ提出）
 - オ 共同企業体協定書の写し（様式第5号）
 - カ 直近年の経営規模等評価結果報告書・総合評定値通知書の写し（代表者及び構成員共に提出）
 - キ 施工実績とする工事及び現場代理人等の資格・工事経験に係る書類（様式第1号参照）
- (5) その他
- ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
 - イ 資格の審査結果については、申請者に対して別に通知する。令和5年8月24日（木）までに決定し、FAXにより通知する。
 - ウ 2に定める資格を認められなかった者は、不服申立書により令和5年8月28日（月）午後4時までに直接持参により申立をすることができる。
不服申立による回答は、令和5年9月1日（金）午後3時までとする。
 - エ 提出された申請書又は関係書類の虚偽の記載及び差し替えは、認めない。
 - オ 提出された申請書及び関係書類は返却しない。

4 設計図書の縦覧

- (1) 期 間 令和5年8月3日(木)から令和5年9月11日(月)
- (2) 閲覧時間 午前9時～正午まで及び午後1時～午後4時まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
- (3) 場 所 蓬田村役場 総務課 行政班
- (4) 貸与等 入札参加希望者は、設計図書等の縦覧データ(CD-R)の貸与を受けることができる。なお、入札執行後、又は入札参加ができなくなった場合にはただちに返却しなければならない。

5 質疑応答書の提出

設計図書等に関し質問があるときは、質疑応答書を電子メールで提出すること。また、質問がない場合は、その旨を記載し入札の際に提出すること。

- (1) 提出場所 蓬田村役場 総務課 行政班
メールアドレス : yomogitamura@vill.yomogita.lg.jp
- (2) 提出期限 令和5年8月25日(金)正午まで
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、令和5年8月31日(木)正午までに、全ての入札参加希望者へFAXにより回答する。

6 現場説明 なし

7 入札日時等

- (1) 入札日時 令和5年9月12日(火)午前10時
- (2) 入札場所 蓬田村役場 2階 第一会議室
- (3) 入札回数 1回
- (4) 入札の執行
ア 入札者は、条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書を提示しなければならない。
イ 入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証するに足りる書面を提出しなければならない。
- (5) 入札保証金は免除する。
- (6) 契約保証金 契約者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。
ア 契約者が保険会社との間に村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者が保険会社、銀行その他村長が指定する金融機関との間に履行保証委託契約を締結したとき。

8 契約の締結

- (1) 本工事は、落札決定の日から7日以内に仮契約し、議会議決後に本契約する。
なお、否決された場合には契約締結が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害が生じた場合においても、蓬田村は一切その賠償の責に任じないものとする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しない。
- (3) 本工事は、複数年度にまたがる継続費に係る契約である。本工事にかかる請負代金の支払限度額は、原則契約書に示される各年度の支払限度額を上限とする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 開札の結果、落札候補者となるべき入札額が同額の者が2名以上となったときには、くじにより落札者を決定する。なお、くじは辞退することができないものとする。

10 入札条件

蓬田村財務規則第106条に規定する入札者心得書を遵守すること。

11 工事費内訳書

- (1) 入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の日付は、入札日を記入すること。
- (3) 提出された建設工事費積算内訳書は返却しない。

12 入札記載金額等

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

1.3 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 入札参加資格が確認された者であって、確認の後、入札時点までに指名停止を受けた者の行った入札
- (4) 虚偽の申請を行った者の行った入札
- (5) 条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不当となった者の入札
- (6) 入札書の金額と工事費内訳書の工事価格が一致しないもの

1.4 担当及び所在地

- (1) 担当 蓬田村役場 総務課 行政班
- (2) 所在地 〒030-1211
青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1番地3
電話番号0174-27-2111（内線511）